

第1回 二本松市議会

議会報告会

◇ 次 第 ◇

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議会活動報告

- ① 3月定例会における議案等の審議結果
- ② 各常任委員会及び予算審査特別委員会の活動状況
- ③ 市議会の概要について

4. 意見交換（市政全般や議会に関する意見交換）

5. 閉 会



出席者の皆様へのお願い

1. 会場の写真を広報用に撮影いたします。報告会の様子として市議会だよりや市議会ウェブサイトに出席者の皆様が映ることがありますのでご了承願います。
2. 議会報告会ですので、市当局に対するご意見やご要望については、議会としてお答えできない場合があります。また、議員の個人的な考えや見解については控えさせていただきます。
3. できるだけ多くの皆さまからのご質問にお答えしたり、ご意見・ご要望をいただくため、発言の際は1回に1～2問ずつ、なるべく1～2分程度にまとめてお話いただきますよう、ご協力をお願いいたします。
なお、一度発言を終えた方でも、時間内に一通り質問やご意見が出つくした場合は、再度発言していただくことができます。

○開催日時及び場所

日 程	開始時間	対象地域	会 場	担当班
5月15日（月）	午後6時30分	二本松地域	二本松市役所 6階 正庁	4 班
5月16日（火）	午後6時30分	安達地域	安達公民館 1階 集会室	1 班
5月17日（水）	午後6時30分	岩代地域	岩代公民館 2階 大会議室	3 班
5月18日（木）	午後6時30分	東和地域	東和文化センター 2階 研修室	2 班

※ 議会報告会の時間は、おおむね1時間30分を予定しております。

目 次

議会報告会の担当議員	1
平成29年3月定例会の会議日程	2
3月定例会における議案等の議決結果	3
平成29年度各会計当初予算	9
平成29年度重点施策	13
市長提出議案の委員会付託表	20
3月定例会における各委員会の活動状況	22
二本松市議会の概要	30
市議会のしおり	36

◇◇ 議会報告会の担当議員 ◇◇

() 内は所属委員会

< 1 班 >

(班 長)
菅 野 寿 雄 (総 務)
(副班長)
本 多 俊 昭 (文教福祉)
(班 員)
佐 藤 運 喜 (建設水道)
平 敏 子 (文教福祉)
平 塚 與志一 (建設水道)
高 橋 正 弘 (市民産業)

< 2 班 >

(班 長)
五十嵐 勝 蔵 (市民産業)
(副班長)
深 谷 勇 吉 (総 務)
(班 員)
石 井 馨 (文教福祉)
菅 野 明 (市民産業)
浅 川 吉 寿 (建設水道)
平 栗 征 雄 (総 務)

< 3 班 >

(班 長)
堀 籠 新 一 (建設水道)
(副班長)
小 野 利 美 (市民産業)
(班 員)
加 藤 建 也 (総 務)
熊 田 義 春 (市民産業)
小 林 均 (建設水道)
斎 藤 賢 一 (文教福祉)
野 地 久 夫 (総 務)

< 4 班 >

(班 長)
佐 藤 有 (文教福祉)
(副班長)
安 斎 政 保 (建設水道)
(班 員)
斎 藤 広 二 (総 務)
佐 藤 源 市 (総 務)
斎 藤 周 一 (市民産業)
本 多 勝 実 (文教福祉)

常任委員会の名称

総 務	:	総務常任委員会	市民産業	:	市民産業常任委員会
建設水道	:	建設水道常任委員会	文教福祉	:	文教福祉常任委員会

○平成29年3月定例会の会議日程

月 日	曜 日	内 容
2・28	火	本会議（第1日） 議案等一括上程（市長提案理由説明、請願付託報告）、行政視察報告
3・1	水	議案調査（休会）
2	木	本会議（第2日） 議案に対する質疑、特別委員会の設置、委員会付託、代表質問
3	金	本会議（第3日） 代表質問、一般質問
4	土	休 会
5	日	休 会
6	月	本会議（第4日） 一般質問
7	火	本会議（第5日） 一般質問
8	水	予算審査特別委員会（全体会）
9	木	予算審査特別委員会（全体会）
10	金	予算審査特別委員会（分科会）
11	土	休 会
12	日	休 会
13	月	（午前 中学校卒業式） 予算審査特別委員会（分科会）
14	火	予算審査特別委員会（分科会）
15	水	常任委員会
16	木	常任委員会
17	金	常任委員会、予算審査特別委員会（分科会、全体会）
18	土	休 会
19	日	休 会
20	月	休 会
21	火	（午前）常任委員会、予算審査特別委員会（全体会） 本会議（第6日） 午後2時開議 委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決 人権擁護委員候補者の推薦について

3月定例会における議案等の議決結果

(1) 市長提出議案

**第 1 号 あだち地方障害者自立支援審査会共同設置規約の変更
について** 原案可決

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条の規定に基づく審査会の名称に改めるため、所要の改正を行うもの。

**第 2 号 あだち地方障害者自立支援審査会の委員の報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について** 原案可決

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条の規定に基づく審査会の名称に改めるため、所要の改正を行うもの。

第 3 号 二本松市消費生活センター条例制定について 原案可決

消費者安全法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、二本松市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるため、制定するもの。

第 4 号 二本松市教育支援センター条例制定について 原案可決

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、教育の充実及び振興並びに教職員等の研修の充実を図ることを目的として、二本松市教育支援センターを設置することに関し必要な事項を定めるため、制定するもの。

**第 5 号 二本松市地域おこし協力隊の隊員の報酬及び費用弁償
に関する条例制定について** 原案可決

地域おこし協力隊推進要綱に基づき設置する特別職の職員である非常勤の二本松市地域おこし協力隊の隊員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため、制定するもの。

**第 6 号 二本松市集落支援員の報酬及び費用弁償に関する条例
制定について** 原案可決

過疎地域等における集落対策の推進要綱に基づき設置する特別職の職員である非常勤の二本松市集落支援員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため、制定するもの。

第 7 号 二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例制定について

原案可決

都市計画法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるため、制定するもの。

第 8 号 二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

教育指導員の報酬を定めるため、所要の改正を行うもの。

第 9 号 二本松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

福島県人事委員会勧告に準じて本市職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

第 10号 二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、介護時間制度を導入する等のため、所要の改正を行うもの。

第 11号 二本松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、所要の改正を行うもの。

第 12号 二本松市個人情報保護条例及び二本松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

第 13号 二本松市税条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

地方税法等の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

第 14号 二本松市駐車場条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

安達駅周辺整備事業の確定測量による分筆に伴い、所要の改正を行うもの。

第 15号 二本松市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

市立幼稚園預かり保育の保育料について、日額利用に統一し、利用実績に応じた保育料とするため、所要の改正を行うもの。

第 16号 二本松市介護保険条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

低所得の第1号被保険者の保険料軽減措置期間を延長するため、所要の改正を行うもの。

第 17号 二本松市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について **原案可決**

市内6生活圏域に地域包括支援センターを設置するにあたり業務が重複する在宅介護支援センターを廃止するため、条例を廃止するもの。

第 18号 二本松市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

介護保険法の一部改正及び二本松市地域包括支援センター岩代分室の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

第 19号 二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について **原案可決**

介護保険法施行規則の一部を改正する省令及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

第20号 二本松市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

市営住宅を設置するため、所要の改正を行うもの。(茶園団地関係)

第21号 市道路線の認定及び廃止について

原案可決

道路整備事業等に伴う路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

第22号 損害賠償額の決定について

原案可決

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、法律上その義務に属する損害賠償額の決定について、議会の議決を求めるもの。

〔補正予算〕

第23号 平成28年度二本松市一般会計補正予算

原案可決

(歳出の主なもの)

- ・「地方創生拠点整備交付金」を活用したスカイピアあだたら体育館の体験型観光施設への改修費 89,700千円
- ・森林除染を推進・加速するための事業費増額 418,000千円
- ・保育士処遇改善に伴う単価改定等による特定教育・保育施設型給付費及び特定地域型保育給付費の増額 55,387千円
- ・「二本松さくら展」開催における入館料等増収分の美術品等取得基金への積立て 12,423千円

その他、事務事業の執行結果による整理、国・県補助事業費割当額変更による増減、特別会計・企業会計の収支見通しに伴う繰出金の調整等について措置したもの。

第24号 平成28年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算

原案可決

第25号 平成28年度二本松市後期高齢者医療特別会計補正予算

原案可決

第26号 平成28年度二本松市介護保険特別会計補正予算

原案可決

第27号 平成28年度二本松市土地取得特別会計補正予算

原案可決

第28号 平成28年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計補正予算

原案可決

第29号 平成28年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算

原案可決

第30号 平成28年度二本松市安達下水道事業特別会計補正予算

原案可決

第31号 平成28年度二本松市岩代下水道事業特別会計補正予算

原案可決

第32号 平成28年度二本松市針道財産区特別会計補正予算

原案可決

第33号 平成28年度二本松市水道事業会計補正予算

原案可決

第34号 平成28年度二本松市下水道事業会計補正予算

原案可決

〔当初予算〕

第35号	平成29年度二本松市一般会計予算	原案可決
第36号	平成29年度二本松市国民健康保険特別会計予算	原案可決
第37号	平成29年度二本松市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第38号	平成29年度二本松市介護保険特別会計予算	原案可決
第39号	平成29年度二本松市土地取得特別会計予算	原案可決
第40号	平成29年度二本松市公設地方卸売市場特別会計予算	原案可決
第41号	平成29年度二本松市佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計予算	原案可決
第42号	平成29年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計予算	原案可決
第43号	平成29年度二本松市東和簡易水道事業特別会計予算	原案可決
第44号	平成29年度二本松市安達下水道事業特別会計予算	原案可決
第45号	平成29年度二本松市岩代下水道事業特別会計予算	原案可決
第46号	平成29年度二本松市茂原財産区特別会計予算	原案可決
第47号	平成29年度二本松市田沢財産区特別会計予算	原案可決
第48号	平成29年度二本松市石平財産区特別会計予算	原案可決
第49号	平成29年度二本松市針道財産区特別会計予算	原案可決
第50号	平成29年度二本松市工業団地造成事業会計予算	原案可決
第51号	平成29年度二本松市宅地造成事業会計予算	原案可決
第52号	平成29年度二本松市水道事業会計予算	原案可決
第53号	平成29年度二本松市下水道事業会計予算	原案可決
第54号	損害賠償額の決定について 地方自治法第96条第1項第13号の規定により、法律上その義務に 属する損害賠償額の決定について、議会の議決を求めるもの。	原案可決
第55号	二本松市城山市民プール施設条例の一部を改正する 条例制定について 二本松市城山市民プールについて、利用者の利便性向上を目的とし て回数券及び定期券を設定するため、所要の改正を行うもの。	原案可決

(2) 議会提出議案

〔議員提出議案〕

第 1 号 二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
二本松市議会議員の定数を、26人から22人に改めようとするもの。

否 決

(3) 請 願

第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

農業者戸別所得補償制度を復活させるよう、政府関係機関に対し意見書を提出することを求めるもの。

不 採 択

(4) 議長提出議題

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。

原案同意

○平成29年度各会計当初予算

(単位 千円)

会 計 名		29年度当初	28年度当初	比 較		
				増減額	伸率(%)	
① 一般会計		37,292,962	48,168,185	△10,875,223	△22.6	
② 特別 会計	国民健康保険	事業勘定	7,044,178	7,108,431	△64,253	△0.9
		直営診療施設勘定	112,792	140,945	△28,153	△20.0
	後期高齢者医療		590,383	557,442	32,941	5.9
	介護保険	保険事業勘定	5,905,915	5,492,571	413,344	7.5
		介護サービス事業勘定	17,839	29,137	△11,298	△38.8
	土地取得		113,016	203,206	△90,190	△44.4
	公設地方卸売市場		10,026	9,006	1,020	11.3
	佐勢ノ宮住宅団地造成事業		9,855	10,297	△442	△4.3
	岩代簡易水道事業		119,598	235,297	△115,699	△49.2
	東和簡易水道事業		415,756	355,126	60,630	17.1
	安達下水道事業		298,890	316,576	△17,686	△5.6
	岩代下水道事業		97,950	170,446	△72,496	△42.5
	茂原財産区		7,500	1,248	6,252	501.0
	田沢財産区		268	282	△14	△5.0
	石平財産区		2,173	2,268	△95	△4.2
	針道財産区		254	105	149	141.9
小計		14,746,393	14,632,383	114,010	0.8	
③ 企業 会計	工業団地造成事業		56,000	0	56,000	—
	宅地造成事業		0	0	0	0.0
	水道事業		1,862,246	1,866,710	△4,464	△0.2
	下水道事業		993,428	1,050,953	△57,525	△5.5
	小計		2,911,674	2,917,663	△5,989	△0.2
合計(①+②+③)		54,951,029	65,718,231	△10,767,202	△16.4	

(注) 企業会計の予算額は、収益的支出及び資本的支出の合計額。

○平成29年度一般会計当初予算

歳入

(単位 千円、%)

款	29年度		28年度		比較	
	当初	構成比	当初	構成比	増減額	伸率
1 市 税	6,125,714	16.4	6,067,799	12.6	57,915	1.0
2 地方譲与税	429,001	1.2	420,001	0.9	9,000	2.1
3 利子割交付金	6,000	0.0	6,000	0.0	0	0.0
4 配当割交付金	12,000	0.0	12,000	0.0	0	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
6 地方消費税交付金	936,000	2.5	936,000	1.9	0	0.0
7 ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0
8 自動車取得税交付金	74,000	0.2	69,000	0.1	5,000	7.2
9 地方特例交付金	20,000	0.1	20,000	0.0	0	0.0
10 地方交付税	9,242,000	24.8	9,408,608	19.6	△166,608	△1.8
11 交通安全対策特別交付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
12 分担金及び負担金	173,399	0.5	177,195	0.4	△3,796	△2.1
13 使用料及び手数料	393,656	1.1	355,669	0.7	37,987	10.7
14 国庫支出金	3,351,155	9.0	3,708,969	7.7	△357,814	△9.6
15 県支出金	11,252,149	30.2	21,987,453	45.7	△10,735,304	△48.8
16 財産収入	78,933	0.2	378,511	0.8	△299,578	△79.1
17 寄附金	6,000	0.0	2,000	0.0	4,000	200.0
18 繰入金	1,050,757	2.8	1,073,508	2.2	△22,751	△2.1
19 繰越金	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
20 諸収入	1,067,806	2.9	1,102,964	2.3	△35,158	△3.2
21 市債	3,008,392	8.0	2,376,508	5.0	631,884	26.6
合計	37,292,962	100.0	48,168,185	100.0	△10,875,223	△22.6

歳 出

(単位 千円、%)

款	29年度		28年度		比較	
	当初	構成比	当初	構成比	増減額	伸率
1 議会費	258,434	0.7	256,205	0.5	2,229	0.9
2 総務費	3,413,522	9.2	3,157,647	6.6	255,875	8.1
3 民生費	7,845,899	21.0	7,757,803	16.1	88,096	1.1
4 衛生費	11,775,167	31.6	14,304,535	29.7	△2,529,368	△17.7
5 労働費	8,546	0.0	6,872	0.0	1,674	24.4
6 農林水産業費	1,590,243	4.3	4,917,657	10.2	△3,327,414	△67.7
7 商工費	1,414,660	3.8	4,033,383	8.4	△2,618,723	△64.9
8 土木費	3,472,088	9.3	4,102,544	8.6	△630,456	△15.4
9 消防費	1,363,969	3.7	976,633	2.0	387,336	39.7
10 教育費	3,031,473	8.1	2,909,772	6.0	121,701	4.2
11 災害復旧費	20,000	0.1	2,412,781	5.0	△2,392,781	△99.2
12 公債費	3,048,612	8.1	3,280,112	6.8	△231,500	△7.1
13 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
14 予備費	50,348	0.1	52,240	0.1	△1,892	△3.6
合計	37,292,962	100.0	48,168,185	100.0	△10,875,223	△22.6

性質別予算

(単位 千円、%)

款	29年度		28年度		比較	
	当初	構成比	当初	構成比	増減額	伸率
人件費	4,423,459	11.8	4,343,298	9.0	80,161	1.8
物件費	14,319,576	38.4	22,432,221	46.6	△8,112,645	△36.2
維持補修費	804,442	2.1	661,801	1.4	142,641	21.6
扶助費	2,866,130	7.7	2,779,331	5.8	86,799	3.1
補助費等	5,027,095	13.5	4,944,800	10.3	82,295	1.7
普通建設事業費	3,253,771	8.7	3,633,424	7.5	△379,653	△10.4
災害復旧事業費	20,000	0.1	2,412,781	5.0	△2,392,781	△99.2
公債費	3,048,612	8.2	3,280,112	6.8	△231,500	△7.1
積立金	29,985	0.1	26,003	0.1	3,982	15.3
投資及び出資金	27,800	0.1	22,000	0.0	5,800	26.4
貸付金	854,743	2.3	922,741	1.9	△67,998	△7.4
繰出金	2,567,001	6.9	2,657,433	5.5	△90,432	△3.4
予備費	50,348	0.1	52,240	0.1	△1,892	△3.6
前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	37,292,962	100.0	48,168,185	100.0	△10,875,223	△22.6

○平成29年度重点施策

重点事項1 人口減少対策

☆ 人口減少対策・子育て支援事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
定住促進住宅取得支援事業	71,300	<p>(1) 市内定住者への支援 市内に自己の居住のための住宅の新築又は新築された住宅を購入する40歳未満の者で、夫婦又は子どもを養育している2人以上の世帯に対して、奨励金の支給を行う。 助成金額…72万円一括支給</p> <p>※市外からの移住者が土地の購入を含む住宅新築又は購入の場合 助成金額…上限100万円一括支給</p> <p>(2) 市外からの定住者への支援 市外から移住し住宅を新築、又は新築された住宅を購入する40歳以上の者に対して、奨励金を支給する。 助成金額…50万円一括支給</p> <p>(3) 定住促進奨励金(前制度の経過措置)</p>
新婚世帯家賃助成事業	39,560	<p>市内の民間賃貸住宅に新たに入居する者のうち、結婚3年以内で、夫婦のどちらかが40歳未満の新婚世帯に対して、家賃助成を行う。助成金額…1月につき1万円以内 助成期間…入居から3年(最大36月分)</p>
3世代同居住宅改修支援事業	7,200	<p>新婚世帯に限らず、中学生以下の子どもを養育している者が3世代同居のために住宅改修を行う場合、改修費の一部を助成することによって、3世代同居を応援する。 3世代同居リフォーム助成 補助率1/2 1件当たり上限額36万円</p>
移住者空き家改修費等補助金	1,500	<p>移住者の空き家改修等に対して助成し、移住者の支援を行う。 補助率1/2 1件当たり上限額50万円</p>
U・I・Jターン支援事業	—	<p>U・I・Jターンを推進するため、奨学金利用大卒者が市内に就職する場合の支援制度について制度設計を行い、周知を図る。</p>
特定不妊治療費助成事業	6,000	<p>子どもを持つことを希望しながら妊娠しない夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。 (県特定不妊治療費助成事業への上乗せ助成を実施する。) 男性の不妊治療も対象。(妻の年齢が42歳未満を対象とする。) 助成金額…治療1回につき15万円以内、年2回まで 助成期間…通算5年、延10回限度</p>

事業名	予算額(千円)	事業説明
妊婦健康診査事業	47,063	出産までの15回分の妊婦健診及び産後1か月健診の費用助成を行う。
出産時交通費助成事業	1,680	市内で出産できる医療機関がなく、市外での出産を余儀なくされている状況を踏まえ、セーフティネットとして出産時のタクシー利用について助成する。 助成対象…市内に住所を有する妊産婦 ①出産時、自宅等から県内医療機関までのタクシー料金(実費) ②退院時に産院医療機関から自宅等までのタクシー料金(実費) 【拡充】出産時+退院時の往復利用可とする。 ※ 出産、退院時とも利用しなかった各利用券を市に返却することにより、ガソリン給油券(1,000円×2回分)を支給する。
産後デイケア	3,640	出産後間もない母親の身体的休息、リフレッシュを目的にデイケア事業を行う。
子育て応援メール事業	713	妊婦、3歳未満児の保護者に対して定期的にメール配信により、育児等の情報を提供し子育て応援を行う。
保育料減免等	91,536	保育所、認定こども園、幼稚園保育料の減免、助成 ・第1子 1号認定 市民税所得割額非課税世帯は無料 2・3号認定 市民税所得割額48,600円以下の世帯は無料。それ以外の世帯は月5千円の助成 ・第2子以降 保育料無料(※事業所内保育所を除く無料化の拡大)
結婚推進支援事業	5,400	未婚率上昇、晩婚化、晩産化等が少子化の要因となっていることから、お世話役設置及び出会いの場づくりを行う事業を団体等に委託し推進する。
学童保育事業	124,150	直営及び社会福祉協議会、ふくしまクリーンキャンパス等に委託し実施する。
ブックスタート事業、ブックステップ事業	806	(1)ブックスタート事業として4ヶ月児健診時に絵本のプレゼントと絵本の読み聞かせを行う。 (2)ブックステップ事業として3歳児健診時に本の読み聞かせを行う。
街路灯LED化更新	27,000	(1)リース契約により既存街路灯をLEDに一括更新するための計画策定を行う。 (2)LED街路灯の新設…夜間の道路の安全と防犯のため通学路を中心にLED灯を整備する。
高等学校通学費助成	9,275	支給基準を「距離」から「道のり」へ見直し、支援を図る。 (最寄りの駅又は学校までの道のりが10km以上)

事業名	予算額(千円)	事業説明
元気な児童生徒育成支援事業	17,331	冬季スキー体験教室を実施する。 ・小学校(4年・5年・6年) ・中学校(1年)
教育支援センター管理運営経費	9,350	教育相談及び適応指導教室等による教育の充実を図るため、教育支援センターの管理運営を行う。 (平成29年9月開設予定)

重点事項2 地域の発展

☆ 地域の均衡ある発展、地域おこし推進事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
地域おこし協力隊員	15,995	地域おこしのために、都会などから協力隊員を募集し、地域おこしを推進する。(過疎地域におけるモデル事業) ・岩代地域・東和地域隊員(各2名) ・上川崎和紙づくり隊員 ・菊づくり隊員
集落支援員	11,996	地域の中から人材を発掘し、地域内の諸問題の解決や地域資源を活用した地域づくりを行うため支援員を設置する。(過疎地域におけるモデル事業) 岩代地域・東和地域支援員(各3名)
市民との協働による地域づくり推進事業	40,000	4地域の均衡ある発展のために各地区に1千万円を配分し、地域の特色を生かした自由度の高いまちづくり、地域おこし等を推進する。
旧下太田小学校校舎解体	103,683	解体設計、解体工事
岩代公民館外壁、屋上防水修繕	26,135	宿泊施設化整備に向け、施設修繕を先行して行う。
カントリーパークとうわ整備	36,586	公認継続検定に係る整備、修繕等を行う。 ・第一レーンオーバーレイ等修繕、テニスコートナイター照明設備実施設計、備品購入(棒高跳びマットほか)

☆ 産業振興事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
新規就農者支援事業	8,175	青年就農給付金、新規就農者相談業務等

事業名	予算額(千円)	事業説明
農村振興アドバイザー事業	2,000	二本松市産農産物ブランド化推進コンサルタント業務を委託し、農村の振興を図る。
ブランド製品の振興開発事業	4,200	・ 農業者育成研修補助 ・ ブランド製品モデル促進事業
農業6次産業化推進	8,672	・ 農業施設整備補助金 ・ グリーンツーリズム改修支援事業
店舗等施設整備事業補助(店舗等リニューアル補助金)	22,000	・ 店舗等の改修等及び店舗と一体となって機能する備品の購入に対し補助金を交付する。(補助率1/2 上限額50万円) ・ 繁盛店づくり支援事業を追加する。 (補助率1/2 上限額30万円)
企業育成と創業支援による雇用創出、経済活性化	15,900	(1) 事業所等人材育成補助…2,500千円 ①参加型:補助率1/2 1人上限10万円 1企業10人以内 ②開催型:補助率1/2 上限50万円 1企業年度内1回 (2) 創業支援空き店舗活用事業補助…11,400千円 ・ 空き店舗改修費等補助(対象地区は市内全域) 補助率2/3 上限額200万円 ・ 空き店舗賃借料補助(対象地区は市内全域) 補助率2/3 上限額10万円/月 補助期間1年間 ・ 創業者住居賃借料(市外からの転入者のみ) 補助率2/3 上限額5万円/月 補助期間1年間 (3) 創業支援融資資金利子補給補助…1,000千円 1年間の利子分を全額補助する。(利率2%まで) ※ただし、対象融資額2千万円まで (4) 創業支援事業者補助…1,000千円 二本松市創業支援事業計画に基づき、市内の支援機関が実施する創業支援事業に対し補助金を交付する。 (二本松商工会議所、あだたら商工会に加え、市内金融機関が実施する事業も対象とする。)
中心市街地活性化推進及び賑わいづくり推進事業	4,790	(1) 中心市街地活性化実践事業補助…1,790千円 自主的かつ実践的な活動を行う事業者組織等に補助金を交付する。 (2) 賑わいづくり支援事業補助…3,000千円 市内各地域の賑わいを創出するイベントを行う商店会等に対し補助金を交付する。(補助率1/2 上限額50万円)
長命工業団地造成事業	56,000	実施設計、測量業務、不動産鑑定等

☆ 観光・交流、記念事業等

事業名	予算額(千円)	事業説明
インバウンド誘客促進事業	14,000	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語案内板整備 5,100千円 ・外国語版ガイドブック作成 1,741千円 ・外国人向け観光アプリ運用経費 3,450千円 ・PR用記録映像制作 1,500千円 ・海外宣伝強化事業 2,000千円ほか
身不知柿里帰り事業	500	西念寺柿がルーツとされる会津身不知柿を、発祥の地である当市に移植する里帰り事業を通じ、会津地方との交流と地域資源の再活用を図る。
稼げる菊づくり創生事業	45,100	地方創生推進交付金を活用し、「稼げる菊づくり」のための基盤づくりを行う。(LED照明による菊花試験栽培、販売戦略の構築、菊づくり人材の発掘・育成等)
温泉地観光施設整備事業	15,179	旧アークホテル跡地に観光施設を整備するための実施計画策定等(実施計画、地質調査)
スカイピアあだたら体育館改修	89,700	地方創生拠点整備交付金を活用し、若者が集うエキストリームスポーツ(スケートボード、ボルダリング)を推進するため施設改修を行い、まち、ひと、しごとの創生を目指す。(基本設計、施設改修費、施設運営業務ほか)
松竹特別公演「妖艶牡丹燈籠」	387	平成29年8月に、二本松市民会館で公演予定

☆ まちづくり事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
安達駅東地区整備事業	3,262	都市再生整備計画事後評価業務ほか
杉田駅周辺整備事業	162,805	杉田駅前、長命地区におけるまちづくり関連事業を施工する。(長命1号線道路改良工事、用地取得費、物件補償)
二本松駅南地区整備事業	30,050	測量設計、実施設計
安達駅西地区整備事業	20,160	市道安達駅福岡線実施設計
二本松城跡総合整備	36,448	施設基本設計、施設実施設計ほか
安達ヶ原ふるさと村公園整備実施設計	14,200	実施設計

事業名	予算額(千円)	事業説明
緑の基本計画策定	10,800	基本計画策定
市営住宅建替事業	212,937	茶園団地(地質調査、実施設計、解体工事、建替工事)

重点事項3 健康寿命の延伸

事業名	予算額(千円)	事業説明
杉田住民センター 体育室改修	234,790	工事監理業務、改修工事
予防接種事業	205,912	定期接種、任意接種
生活習慣病予防事業	106,349	検診、健康教育、健康相談・定例健康相談
健康マイレージ関 連	924	福島県が実施する健康マイレージ事業「ふくしま健民パスポート事業」を推進する。
ほんとの空体操等 の普及啓発、介護予 防	1,221	介護予防普及啓発事業等において、ほんとの空体操を活用し、高齢者の運動促進を図る。新たな介護予防体操のDVDを制作し介護予防を図る。
温泉等利用健康増 進事業	33,871	高齢者の健康増進、閉じこもりの解消を図るため、温泉施設を利用する際の費用の一部助成を行う。 城山市民プールを対象施設に追加し、利用を促進する。
市民プール管理運 営経費	89,800	・指定管理料 ※年間を通して楽しく運動ができる機会を確保するとともに、健康づくりの拠点として、幅広い年代における利用促進を図り、市民の健康づくりや体力の向上を目指す。

その他の重点事項

☆ 防災・減災、市民生活推進関連事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
防災行政情報配信 システムの整備	312,757	・280MHz 防災行政情報配信システム設置工事 ・防災ラジオ等購入費ほか

事業名	予算額(千円)	事業説明
消費生活センター開設	4,851	消費生活センターを設置し、消費生活相談窓口の強化を図る。 (施設修繕費、消費生活相談員委託料、施設用備品購入費ほか)

☆ 放射能除染・健康管理対策事業

事業名	予算額(千円)	事業説明
放射能除染事業	9,238,330	仮置場設置、移送業務等を行う。
ホールボディカウンターによる内部被ばく線量測定事業	25,961	アドバイザー・データ分析謝礼、被ばく調査通知、臨時職員賃金(放射線技師・事務員)ほか
ガラスバッチによる積算放射線量調査事業	18,741	データ分析料、線量計送付回収業務委託 対象者(中学生以下の子ども全員、高校生から20歳までの全員、妊婦全員、希望する市民全員)
水田原発事故対策事業	65,305	水稲吸収抑制対策、対策に係る事務経費助成、水田土壌調査
米全袋検査事業	50,000	安全安心なコメの生産を確保するため、地域農業再生協議会が実施する全袋検査事業を支援する。
畜産原発事故対策事業	41,250	草地土壌調査、草地保全管理、草地再更新、牧草吸収抑制対策
ふくしま森林再生事業	100,000	森林の有する多面的機能を保持しながら、放射性物質の低減及び拡散防止を図り森林を再生する。 【茂原財産区年度別実施計画策定、里山再生モデル(観音丘陵)年度別実施計画策定、総合管理業務委託、森林整備等業務委託】
ため池等放射性物質対策事業	198,400	農業用ため池の放射性物質による汚染状況を調査し、農地等への流入防止やため池管理上の支障等を低減する。 【調査業務委託(基礎調査、詳細調査)、ため池等放射性物質対策業務委託】

市長提出議案の委員会付託表

(3月定例会)

委員会名	議案番号	件名
総務 常任委員会	第5号	二本松市地域おこし協力隊の隊員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について
	第6号	二本松市集落支援員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について
	第9号	二本松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第10号	二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第11号	二本松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第12号	二本松市個人情報保護条例及び二本松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第13号	二本松市税条例の一部を改正する条例制定について
	第14号	二本松市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
	第22号	損害賠償額の決定について
	第23号	平成28年度二本松市一般会計補正予算
	第27号	平成28年度二本松市土地取得特別会計補正予算
	第32号	平成28年度二本松市針道財産区特別会計補正予算
市民産業 常任委員会	第3号	二本松市消費生活センター条例制定について
	第23号	平成28年度二本松市一般会計補正予算
	第24号	平成28年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算
	第25号	平成28年度二本松市後期高齢者医療特別会計補正予算
建設水道 常任委員会	第7号	二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例制定について
	第20号	二本松市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
	第21号	市道路線の認定及び廃止について
	第23号	平成28年度二本松市一般会計補正予算
	第28号	平成28年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計補正予算
	第29号	平成28年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算
	第30号	平成28年度二本松市安達下水道事業特別会計補正予算
	第31号	平成28年度二本松市岩代下水道事業特別会計補正予算
	第33号	平成28年度二本松市水道事業会計補正予算
	第34号	平成28年度二本松市下水道事業会計補正予算
第54号	損害賠償額の決定について	
文教福祉 常任委員会	第1号	あだち地方障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について
	第2号	あだち地方障害者自立支援審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第4号	二本松市教育支援センター条例制定について
	第8号	二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第15号	二本松市預かり保育条例の一部を改正する条例制定について
	第16号	二本松市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
	第17号	二本松市在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について
	第18号	二本松市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例制定について
	第19号	二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
	第23号	平成28年度二本松市一般会計補正予算
第26号	平成28年度二本松市介護保険特別会計補正予算	
第55号	二本松市城山市民プール施設条例の一部を改正する条例制定について	

委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	第35号	平成29年度二本松市一般会計予算
	第36号	平成29年度二本松市国民健康保険特別会計予算
	第37号	平成29年度二本松市後期高齢者医療特別会計予算
	第38号	平成29年度二本松市介護保険特別会計予算
	第39号	平成29年度二本松市土地取得特別会計予算
	第40号	平成29年度二本松市公設地方卸売市場特別会計予算
	第41号	平成29年度二本松市佐勢ノ宮住宅団地造成事業特別会計予算
	第42号	平成29年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計予算
	第43号	平成29年度二本松市東和簡易水道事業特別会計予算
	第44号	平成29年度二本松市安達下水道事業特別会計予算
	第45号	平成29年度二本松市岩代下水道事業特別会計予算
	第46号	平成29年度二本松市茂原財産区特別会計予算
	第47号	平成29年度二本松市田沢財産区特別会計予算
	第48号	平成29年度二本松市石平財産区特別会計予算
	第49号	平成29年度二本松市針道財産区特別会計予算
	第50号	平成29年度二本松市工業団地造成事業会計予算
	第51号	平成29年度二本松市宅地造成事業会計予算
	第52号	平成29年度二本松市水道事業会計予算
	第53号	平成29年度二本松市下水道事業会計予算

3月定例会における各委員会の活動状況

(委員会における質疑応答など)

常任委員会

〈総務常任委員会〉 … 二本松市地域おこし協力隊の隊員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定など12議案付託

議案第10号「二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

〔質疑〕 育児を行う職員の時間外勤務の制限を請求できる職員の配偶者の就業等要件を削除するとは、具体的にどのようなことか。

〔答弁〕 現在は、職員の配偶者が就業していない場合等には請求ができなかったが、それらの要件を削除する改正を行い、配偶者が就業していなくても請求できるようにするものである。

議案第13号「二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について」

〔質疑〕 個人市民税関係で、住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び適用居住年を2年間延長することに伴い、地方特例交付金の交付期間も延長されるのか。

〔答弁〕 地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による市町村民税の減収見込額に相当する額を市町村に交付するものであるため、控除が延長されれば交付金の交付期間も延長される。

議案第22号「損害賠償額の決定について」

〔質疑〕 事故が発生した要因は何か。また、事故の過失割合が一定程度高かった場合、当事者に求償できる制度はあるのか。また、その制度があるとすれば、求償は行ったのか。

〔答弁〕 当該事故現場は、見通しの悪い交差点であると共に、運転者の安全確認不足により発生したものである。当事者への求償制度はあるものの、自動車損害共済で全額対応可能であるため、求償はしていない。

議案第23号「平成28年度二本松市一般会計補正予算」

〔質疑〕 繰越明許費の人口減少対策事業について、定住促進住宅取得奨励金のこれまでに申請された件数と支払った件数は。

〔答弁〕 3月10日現在の申請件数は98件、約6,900万円で、そのうち、既に支払ったものが23件、約1,650万円。現時点で支払っていないものが75件、約5,250万円であり、そのほか、今後の申請分も含めて奨励金支給対象の新築住宅の完成が平成29年度となるため繰越すものである。

《市民産業常任委員会》 … 二本松市消費生活センター条例の制定など4議案付託

議案第23号「平成28年度二本松市一般会計補正予算」

〔質疑〕 重度心身障がい者医療費給付事業において、過年度分返還金が計上されているが、対象となるのは何件あるのか。

〔答弁〕 返還金の対象となったものは、125件である。

〔質疑〕 スカイピアあだたら運営事業の中で、体育館改修にかかる予算を次年度に繰越して実施すると説明があったが、おおよその完成時期はいつ頃なのか。また、スケートボード等の指導者を配置すると説明があったが、雇用形態はどのようになるのか。

〔答弁〕 完成の時期については、契約スケジュール等もあり、早くても9月頃に工事着工となる見込みで、年度内の完成を目標とし、次年度にはオープンしたいと考えている。

また、指導者の関係については、株式会社二本松振興公社が指定管理者となっているため、振興公社に依頼することになるが、専門的な知識を持つ職員がいないため、現在、福島市で同様の事業を行う事業所に振興公社の中に入れていただき、指導者を派遣いただく等の方法が採れないか検討している。

議案第3号「二本松市消費生活センター条例制定について」

〔質疑〕 条例第6条において、消費生活相談員は国家資格に合格したものと記載があるが、有資格者の配置は可能なのか、また、消費生活相談員の委託先についてはどのような事業所を想定しているのか。

〔答弁〕 現在、委託している全国消費生活相談員協会に引き続き委託したいと考えており、消費生活相談員については、協会に所属する有資格者を派遣いただくことで考えている。

《建設水道常任委員会》 … 二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定など11議案付託

議案第7号「二本松市都市計画法に基づく 開発許可等の基準に関する条例制定について」

〔質疑〕 開発面積が1万平方メートル未満の場合の、公園緑地等の設置基準、及び市が引き受けできる公園の面積の基準は地方自治体が自主的に定めてよいということか。

〔答弁〕 平成28年12月公布の都市計画法施行令の一部を改正する政令により、各地方自治体の条例で、公園緑地等の設置が義務付けられていた開発面積が緩和できることとなり、今回の条例が制定されれば平成29年4月1日以降に整備されるものが該当となる。また、市が引き受けできる公園の面積は250平方メートル以上として、当市で基準を定めている。

議案第23号「平成28年度二本松市一般会計補正予算」

〔質疑〕 社会資本整備総合交付金事業において、交付金の配分が要望額の54%だったことによる事

業進捗への影響は。また、入札不調等で事業が繰越となったために配分が減らされたといった影響はあったか。

答弁 当市は県内の他市町村よりも積極的に交付金を多く要望しているが、当市のみにも突出した配分とはならない中で、整備可能な事業へ優先して配分するなど、交付金をやりくりしながら進めているのが現状である。また、入札不調等による繰越が原因で配分が減額になることは無い。

議案第29号「平成28年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算」

質疑 水道の接続戸数の向上についてはどのように考えているか。

答弁 戸沢地区においては配水池が今年度完成し、次年度から拡張事業が始まることから、推進委員会の席上などで、実際に生活用水として利用してもらえるよう接続の働きかけを行いたい。また、拡張事業が完了した区域でも更なる接続の向上を働きかけていきたい。

議案第33号「平成28年度二本松市水道事業会計補正予算」

質疑 補正予算第4条において、過年度分損益勘定留保資金の補てん額について変更されているが、その留保資金の残高はいくらか。

答弁 平成28年度期首残高で10億6,594万5,283円である。

議案第34号「平成28年度二本松市下水道事業会計補正予算」

質疑 過年度分損益勘定留保資金の残高はいくらか。

答弁 平成28年度期首残高で11億4,139万9,224円である。

《文教福祉常任委員会》 … あだち地方障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について など12議案付託

議案第4号「二本松市教育支援センター条例制定について」

質疑 適応指導教室で受け入れる不登校の児童生徒は小学生から中学生まで幅があると思うが、どのように対応するのか。

答弁 教職経験等のある者を教育指導員として配置して学習支援を行う。

質疑 職員配置人数は。

答弁 所長1名、教育指導員2名、スクールソーシャルワーカー1名であるが、平成29年度については、9月開所となるため所長を学校教育課長が兼務し、教育指導員3名の配置で対応する。

議案第8号「二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 新設される教育支援センターの教育指導員は週3.5日勤務で、平成29年度は3名配置で対応とのことだが、どのような勤務シフトとするのか。

答弁 毎日、最低2人は勤務となるようにと考えている。

議案第19号「二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 主任介護支援専門員が5年毎に資格更新研修が必要となった理由は。

答弁 度重なる制度改正に対応していくためには、一定期間を定めて資格更新研修を行う必要があるとの判断から法改正がなされたためである。

質疑 地域包括支援センターが民間委託となるが、受託業者も職員に対し必要な研修を受けさせる環境整備を行っているのか。

答弁 当然業者も制度変更にあわせて対応していると思うが、受託業者との打合せを毎月行うので、情報交換や周知徹底を図っていく。

議案第26号「平成28年度二本松市介護保険特別会計補正予算」

質疑 地域自立生活支援事業について、配食サービス事業委託料が減額となっているが、利用者が減少しているということか。

答弁 年々利用者が減少している傾向であるが、昨年まで要介護認定者は利用できなかったが、制度改正により利用できるようになったため、今後は若干増えるのではないかと考えている。

議案第55号「二本松市城山市民プール施設条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 高齢者の温泉等利用券で、定期券以外に回数券等に利用できるようにする考えはあるか。

答弁 オープン後の利用状況をふまえて、福祉部と協議していく。

予算審査特別委員会

平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算の19議案は、議長を除く24人の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、審査しました。

また、特別委員会では、全委員で行う総括審査のほか、常任委員会ごとに4つの分科会を設置し、分野ごとに詳細に審査を行いました。

〔総括審査〕

総括審査では、新年度予算の基幹歳入を中心とした財政フレーム、各部における施策の重点事項や新規事業等について審査を行いました。

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

・総務部所管事項

質疑 「地域おこし・集落支援事業」について、起業支援補助金に該当する内容は何か。

答弁 地域おこし協力隊員が任期満了後、起業する場合に1人当たり100万円の起業支援金を支給できるものであって、平成29年度で任期が満了となる地域おこし協力隊員が、起業する場合に給付できるようにするものである。

・市民部所管事項

質疑 「消費者行政事務」について、消費生活センター設置に当たっての内容は。

答弁 これまで消費生活相談は、火曜日と金曜日の週2回の受け付けをしていたものを、消費生活センターについては月曜日から金曜日までの毎日相談を受け付けることで、本庁内に設置することを予定している。

消費生活相談員は、国家資格を持った者でなければならないということがあり、現在は消費生活相談を全国消費生活相談員協会へ委託しており、消費生活センター設置後も引き続き、その協会へ委託することで考えている。

・福祉部所管事項

質疑 「学童保育事業」について、小学校の子どもの入所希望が年々増えているとのことで、入所希望した全員が学童保育に入所することができるか。

答弁 平成29年4月1日においては待機となる子どもはなく、入所決定することとしている。ただし、今後、油井小学校の児童の入所希望が増えると思われるので、施設については、検討していかなければならない。

・産業部所管事項

質疑 「菊のまち二本松推進事業」について、稼げる菊づくりとはどのような稼ぎを考えているのか。

答弁 将来、千輪咲きの菊を販売するようなことを目標にしており、「千輪咲きの菊をつくれる二本松」をブランド化していきたいという事業を考えているものである。

千輪咲きの菊の安定した生育の成功率を高め、市外に販売することによって、二本松の菊を見直してもらう機会となるようにしていきたい。

・建設部所管事項

質疑 「二本松城跡総合整備事業」について、事業整備を図っていく上で、どのように市民の声を反映させていくのか。

答弁 現在、基本計画を作成する中で、関係団体や地元町内会からの聞き取りなどを行っているが、基本設計においても、それぞれの関係機関などと調整や協議を図り、反映していきたい。

・教育委員会所管事項

質疑 「共に学ぶ環境づくりプラン事業」について、介助員は、小学校、中学校、それぞれ何人分をみているのか。また、募集に際して、応募される方は募集人数を上回る状況となっているか。

答弁 介助員の人数について、小学校は27人分、中学校は7人分を考えている。また、応募の状況については、3月ぐらいまでの募集では、応募者が募集人数に達するのはスムーズであるが、その後介助員が辞めた後の再募集については、若干時間を要する状況がある。

〔分科会審査〕

総務分科会では6議案、市民産業分科会では5議案、建設水道分科会では9議案、文教福祉分科会では2議案について詳細な質疑を行い、また、分科会での質疑終了後には、委員による討議を行い、各委員から事業に対する意見が出されました。

☆総務分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 交通対策事業について、コミュニティバス等の運行について、市内4地域ごとの運行ではなく、市内全域を対象とした地域間の運行について検討はしているのか。

答弁 運行補助金を支出している民間企業との競合が考えられ、路線バスやコミュニティバス等の運行を含めて慎重に検討しなければならない。今後、実績等を勘案しながら、地域公共交通活性化協議会で総合的な検討をしていかなければならないと思うが、現時点では具体的な検討は行っていない。

討議による意見

- ・ 市民の利便性向上のため、路線バスの維持、コミュニティバス等の運行については必要な事業である。今後も利用者の拡大に努めてほしい。
- ・ 「三世帯同居住宅改修助成金等」について、以前より更に充実した事業となっており、積極的な事業運営になっている。今後の人口減少対策に必要な事業であるため、継続を望むとともに、財源措置を確実なものにして、なお一層の拡充を図ってほしい。

☆市民産業分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「防災設備維持管理経費」について、防災行政無線がアナログからデジタルに変わることでどのようなになるのか、また、戸別受信機が故障した際の対応は。

答弁 これまでは音声入力による放送を行っていたが、デジタル化されるとパソコンで文字情報を送信し、音声変換される。受信感度にもよるが、地上デジタルテレビ用の電波と同様で、場所によっては受信感度に差が出る箇所もあると思われる。受信感度が弱い地域においては、屋外アンテナ等を設置することで対応していきたい。また、戸別受信機が故障した際の対応については、無償で提供する世帯等もあるため、ある一定程度の対応は行っていきたいと考えている。

質疑 「有害鳥獣捕獲活動事業」について、「国の制度で中山間地農業ルネッサンス事業においても有害鳥獣捕獲事業に取り組めると聞いているが、どのような内容なのか。

答弁 有害鳥獣捕獲に係る電気柵の購入に対し補助を受けられるものである。現在、市の一般会計とは別に対策協議会の会計があり、3戸以上の集落等で設置する電気柵に対し、県補助を受け資材購入等の補助を実施しているが、年々県補助金が縮小傾向にあるため、今後は補助事業を中山間地農業ルネッサンス事業等、活用可能な補助事業で対応していきたい。

討議による意見

- ・ 有害鳥獣の焼却処分施設の整備促進と事業の強化を図るべきである。

議案第36号「平成29年度二本松市国民健康保険特別会計予算」

質疑 国保の財政運営の主体が平成30年度から県になる予定だが、税率等はどのようになるのか、また市民への説明については、いつ頃を予定しているのか。

答弁 国保広域化については、現在基本的な内容は国から示されているが、詳細部分については、まだ事務担当レベルで協議中である。また、市民への周知については、6月の本算定以降になると思われる。

☆建設水道分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「道路照明整備事業」について、LED照明導入促進事業補助金の内容と、調査委託の契約方法については。

答弁 補助金はLED照明導入における調査委託料に対するもので、補助率は2分の1であり、当市の場合は上限額である800万円である。契約方法については、プロポーザル方式により調査業者を選定する予定であり、今後、条件などについて詳細を検討していく。

討議による意見

- ・ 現在、新規の設置要望がある道路照明分についても、一括してリース契約に含められるよう調査の段階で検討すべきである。

質疑 「給水装置布設工事費助成事業」について、拡張事業給水工事補助金と給水工事補助金の内容は。

答弁 拡張事業給水工事補助金は、拡張事業に合わせて、安達地域の上川崎地区、渋川地区及び東和地域の戸沢地区における配水管への給水管接続工事費のうち、自己負担35万円を超える金額について補助するものであり、給水工事補助金は二本松地域において概ね5戸以上が配水管から共同給水管を布設工事する際に1戸当たり10万円を限度に補助するものである。

討議による意見

- ・ 同じ市内でも地域により給水管の接続工事に対する自己負担額が異なる。不公平感が生じないよう、補助の在り方について、よく検討すべきである。

議案第42号「平成29年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計予算」

質疑 「施設維持管理経費」について、資産台帳作成等業務委託における資産台帳の整備の内容と、水道台帳との関連については。

答弁 簡易水道事業において、公営企業法適用に向け、未整備である資産台帳を整備するもので、水道法改正後に具体的な水道台帳の様式が明らかになれば、資産台帳を元に水道台帳を整備することになる。

討議による意見

- ・ 東和簡易水道事業も同様に、資産台帳の整備においては、水道法改正後の水道台帳の様式にも対応できるものとし、水道台帳へのスムーズなデータ移行ができるよう十分留意すべきである。

議案第45号「平成29年度二本松市岩代下水道事業特別会計予算」

討議による意見

- ・ 整備済みの下水道への接続率が現状56%と低く、接続率向上に向け、より一層努力すべきである。

議案第52号「平成29年度二本松市水道事業会計予算」

討議による意見

- ・ 水道事業基本計画策定において、未普及地域の早期解消が図れるよう、計画に盛り込むべきである。

☆文教福祉分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「温泉等利用健康推進事業」について、温泉等利用券の対象施設に城山市民プールも含めるとのことだが、どのように利用するようになるのか。

答弁 1か月間有効の定期券の購入費用に充てることができ、本人以外に利用されることを防ぐため、定期券には顔写真を入れることとなる。また、回数券の購入には使用できない。

討議による意見

- ・ 温泉等利用券は70歳以上の高齢者が利用するものなので、城山市民プールでの使用方法を定期券購入のみではなく、回数券の購入等でも可能とした方が利用しやすいのではないかと。
- ・ 城山市民プールの遠隔地からの利用者に対して、交通手段の手当も必要ではないかと。
- ・ 「教育支援センター管理運営経費」について、不登校児童に対する学習支援により、学校への出席として扱われるということであり、非常に良い取り組みである。

二本松市議会の概要

1. 議員数

条例定数 26人 (現員数 25人)

- ・二本松市議会議員定数条例(平成21年条例第35号)
- ・平成22年の一般選挙から適用

2. 構成

		(人数は定数)
議 会	常任委員会 (任期2年)	総 務 7人
		市民産業 7人
		建設水道 6人
		文教福祉 6人
	議会運営委員会(任期2年)	8人
	協議・調整を行うための場(地自法第100条第12項による)	
	・議員協議会	全員
	・議会だより編集委員会	8人
	・会派代表者会	7人

(1) 年齢別

平均年齢 63.9歳 (平成29年4月1日現在)

50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳
6人	15人	4人

(2) 任期別

(平成29年4月1日現在)

1期	2期	3期	4期
3人	5人	3人	14人

(3) 会派別

(平成29年4月1日現在)

会 派 名	人 数
市政刷新会議	6人
真誠会	6人
あぶくま会	5人
市政会	3人
日本共産党二本松市議団	3人
無所属(公明党)	1人
無所属(議長)	1人

3. 委員会

(1) 常任委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
総務常任委員会	7人	議会、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項（支所において取り扱う事項を含む。）
市民産業常任委員会	7人	市民部、産業部、農業委員会及び工業団地造成事業所の所管に属する事項（支所において取り扱う事項を含む。）
建設水道常任委員会	6人	建設部、宅地造成事業所及び上下水道部の所管に属する事項（支所において取り扱う事項を含む。）
文教福祉常任委員会	6人	福祉部、福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項（支所において取り扱う事項を含む。）

(2) 議会運営委員会

① 構 成

各会派から按分比率により選出し、8名で構成している。

議長及び副議長（委員外議員として）も出席。

② 開 催

定例会の際は、概ね議会招集日の3日前。

臨時会の際は、概ね議会招集日の前日。

そのほか、議長の諮問等があった場合は随時。

(3) 特別委員会

① 3月定例会における当初予算審査 … 「予算審査特別委員会」を設置。

② 9月定例会における決算審査 … 「決算審査特別委員会」を設置。

※どちらも分科会を設置している。

4. 議員協議会

目的 … 執行機関からの報告及び説明並びに議員間の協議を行う。

① 定例協議会 … 毎月21日

② その他 … 必要に応じて招集

5. 議会活動状況（平成28年1月～12月）

（1）本会議開催状況

	会 期			代 表 一 般 質 問 者	提出議案数			原 案 可 決 等	否 決
	期 間	日 数	本 会 議		市 長	委 員 会	議 員		
3月定例会	3/ 1～3/23	2 3	6	1 8	4 1	4	※2	4 5	
6月定例会	6/ 7～6/21	1 5	5	1 5	1 7	2	※1	1 9	
9月定例会	9/ 6～9/28	2 3	6	1 6	3 5	2	1	3 8	
12月定例会	12/6～12/21	1 6	6	1 8	2 0	1	3	2 2	2
小 計		7 7	2 3	6 7	1 1 3	9	7	1 2 4	2
2月臨時会	2/12	1	1	/	7			5	2
7月臨時会	7/21	1	1		1			1	
8月臨時会	8/19	1	1		2			2	
小 計		3	3		1 0	0	0	8	2
合 計		8 0	2 6	6 7	1 2 3	9	7	1 3 2	4

（※議決不要の取り扱いとなったもの3件）

（2）議会審議状況（議決した議案の内訳）

	地方自治法第96条第1項議決事件				その 他 の 議 案	専 決 処 分	合 計
	条 例 (1号)	予 算 (2号)	決 算 (3号)	4号～14号 までの議案			
市長提出	3 9	5 2	1 9	6	6	1	1 2 3

	条 例	規 則	意 見 書	決 議	そ の 他	合 計
委員会提出		1	8			9
議員提出			4			4

(3) 請願処理状況

	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	合計
請願の件数	5			4				9

(4) 議会が提出した意見書

3月定例会	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
	子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書
	森林除染の推進を求める意見書
6月定例会	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書
9月定例会	地方財政の充実・強化を求める意見書
	原発事故による農林業の損害賠償に関する意見書
	安達地方における可燃性廃棄物減容化事業に関する意見書
12月定例会	免税軽油制度の継続を求める意見書
	東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書

(5) 委員会審査状況

	日数	付託案件数			
		議案	請願	陳情	合計
総務常任委員会	14	32	2		34
市民産業常任委員会	18	23	5		28
建設水道常任委員会	12	25			25
文教福祉常任委員会	14	19	2		21
議会運営委員会	17				0
予算審査特別委員会	8	19			19
決算審査特別委員会	7	19			19

(6) 委員会行政視察

委員会	視察年月日	視察地
総務	H28.10.31~11.2	岡山県真庭市、徳島県吉野川市、美馬市
市民産業	H28.11.8~11.10	静岡県島田市、袋井市、山梨県山梨市
建設水道	H28.11.14~11.16	沖縄県豊見城市、宮古島市
文教福祉	H28.10.31~11.2	福井県敦賀市、富山県射水市、東京都港区
議会運営	H29.1.30~1.31	千葉県我孫子市、茨城県取手市

6. 議 会 費

(1) 平成29年度当初予算

(単位 千円)

節	金 額	節	金 額
報 酬	115,138	役 務 費	339
給 料	22463	委 託 料	2,025
職 員 手 当 等	47,520	使用料及び賃借料	4,701
共 済 費	52,266	備 品 購 入 費	123
報 償 費	150	負担金補助及び交付金	3,815
旅 費	5,138	公 課 費	51
交 際 費	500		
需 用 費	4,205	合 計	258,434

(2) 議員報酬 (月額)

議 長	副議長	議 員
445,000円	395,000円	375,000円

(平成17年12月1日施行)

(3) 議員期末手当

6月	12月
1.55月分	1.65月分

(平成29年4月1日施行)

(4) 費用弁償

車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

※ 会議出席費用弁償として1日につき、1,200円を支給する。

ただし、居住地からの距離が10km未満の者には支給しない。

(5) 委員会行政視察旅費

常任委員会行政視察旅費 (議員1人当り)	年額	100,000円
議会運営委員会行政視察旅費 (議員1人当り)	〃	100,000円

(6) 政務活動費 (調査研究、研修、広報などの議員活動に資する経費)

会派に対し、議員1人につき	月額	10,000円
---------------	----	---------

福島県内の各市議会の状況

自治体名	住基人口	面積 (km ²)	議員定数 (次回選挙)	議員報酬 (月額)	政務活動費 (月額)	常任委員会 行政視察旅費 (年額)
福島市	284,251	767.72	35	議長 682,000円 副議長 635,900円 議員 599,000円	1人当たり 100,000円	1人当たり 200,000円 以内
会津若松市	121,900	382.99	30	議長 514,000円 副議長 477,000円 議員 447,000円	1人当たり 35,000円	1人当たり 90,000円 以内
郡山市	327,242	757.20	38	議長 685,000円 副議長 638,000円 議員 600,000円	1人当たり 100,000円	1人当たり 135,000円 以内
いわき市	330,782	1,231.35	37	議長 660,000円 副議長 630,000円 議員 600,000円	1人当たり 110,000円	1人当たり 120,000円 以内
白河市	61,975	305.32	26	議長 463,000円 副議長 406,000円 議員 385,000円	1人当たり 20,000円	1人当たり 120,000円 以内
須賀川市	77,727	279.43	24	議長 509,000円 副議長 451,000円 議員 423,000円	1人当たり 30,000円	1人当たり 98,000円 以内
喜多方市	49,756	554.67	22	議長 430,000円 副議長 380,000円 議員 350,000円	1人当たり 20,000円	1人当たり 120,000円 以内
相馬市	35,850	197.79	18	議長 445,000円 副議長 395,000円 議員 375,000円	1人当たり 10,000円	1人当たり 110,000円 以内
二本松市	56,637	344.42	26	議長 445,000円 副議長 395,000円 議員 375,000円	1人当たり 10,000円	1人当たり 100,000円 以内
田村市	38,592	458.30	20	議長 463,000円 副議長 406,000円 議員 385,000円	1人当たり 20,000円	1人当たり 80,000円 以内
南相馬市	63,519	398.58	22	議長 463,000円 副議長 406,000円 議員 385,000円	1人当たり 15,000円	1人当たり 110,000円 以内
伊達市	62,620	265.10	22	議長 463,000円 副議長 406,000円 議員 385,000円	1人当たり 30,000円	1人当たり 100,000円 以内
本宮市	30,701	88.02	20	議長 414,000円 副議長 322,000円 議員 300,000円	1人当たり 10,000円	1人当たり 133,000円 以内

(※人口：平成28年6月1日現在)

市議会のしおり

市政と市議会

二本松市をより快適で住みよいまちにしていくために、市役所は、まちづくりや福祉、環境、教育、道路、上下水道整備など、市民の生活と深くかかわる仕事をしています。

市政を進めるうえで、全市民が集まって話し合いを行い進めて行くことは理想ですが、現実には不可能です。そこで、法制度は市民の代表者として市議会議員や市長を選挙によって選び、これらの代表者に市政の運営を任せることになっています。

市議会議員は市議会を構成し、予算や条例などを審議して決定し、市政の方向を示したり、市政が適正に行われているかを確認する役割を持っています。また、市長は市議会で決定した予算や条例にそって、市政を進めて行く役割を持っています。このような役割分担から、市議会を意思決定機関あるいは議決機関、一方市長、教育委員会などを執行機関と呼んでいます。

市議会と市長などの執行機関は、皆さんの信任を基盤として対等の立場に立ち、お互いにけん制し、車の両輪のように均衡と調和を保ち、さらに議論し合いながら、市政の発展と市民の福祉増進のために活動しています。

市議会のしくみ

◎議員

市議会は直接市民から選ばれた議員によって構成されています。

二本松市議会議員の条例定数は26人です。

◎議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会を代表するとともに、議事を整理し議会の事務を処理する権限を持っています。

副議長は、議長が不在の時などにその代わりを務めます。

◎会派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって、グループをつくっています。

これを会派といい、二本松市議会の場合は3人以上の所属議員が必要です。

◎議会事務局

市議会は、議決機関としての自主性を保ち、議会の活動が十分に発揮されるようにするため、独自に事務局を設置しています。

本会議・委員会の事務や会議録・委員会記録・議会だよりの発行をはじめ、議会活動に必要な調査や議会の庶務全般にわたる事務を行っています。

市議会の運営

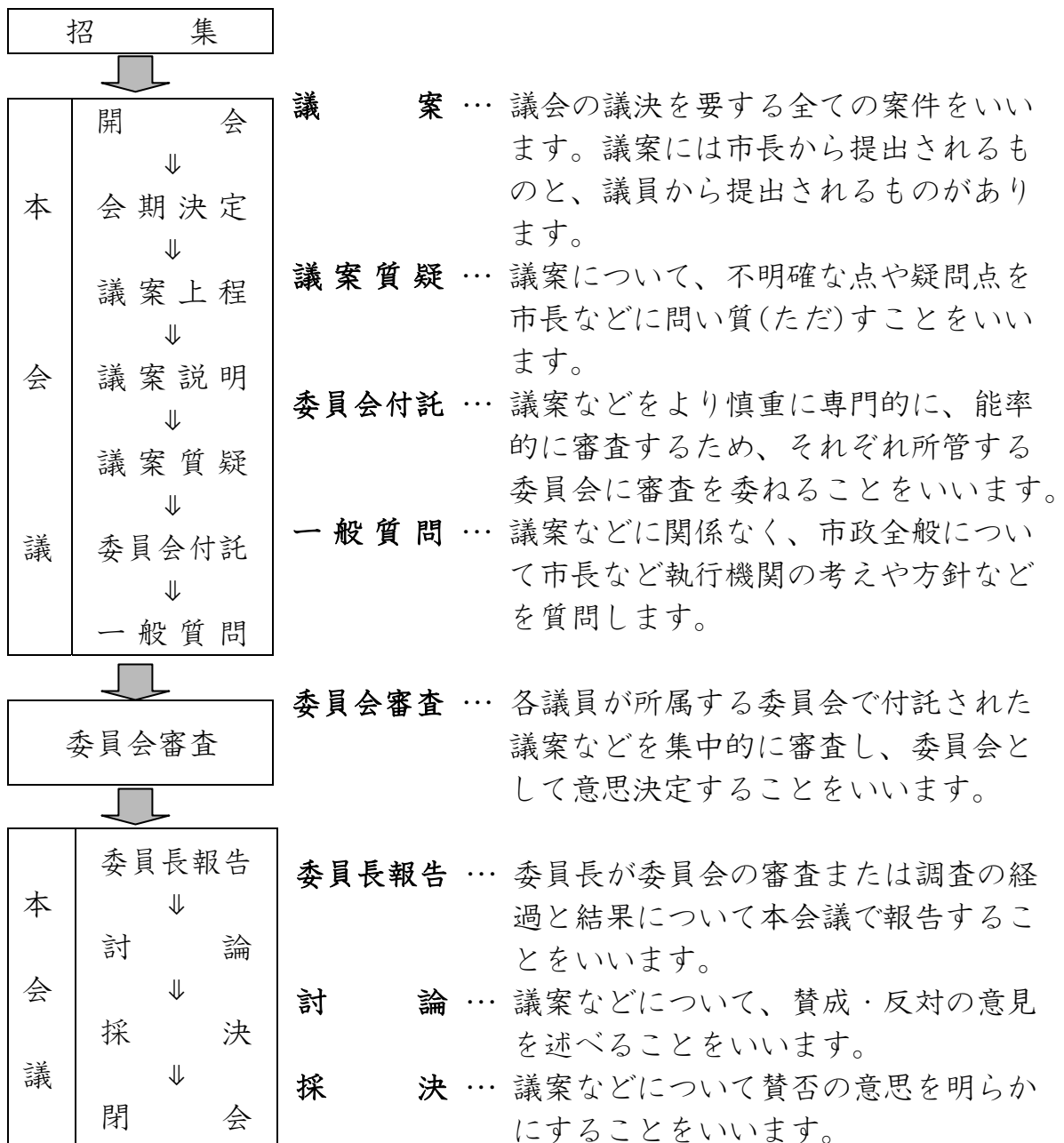
◎定例会・臨時会

議会はいつも開かれているのではなく、ある一定の期間だけ開かれます。定期的に開かれる議会を「定例会」、必要に応じて開かれる議会を「臨時会」といいます。

二本松市議会の定例会は、3・6・9・12月の年4回開かれます。

議会の招集は市長の権限ですが、議会の開会から閉会までの日程は議会が自主的に決めます。この一定の期間を「会期」といいます。

定例会の会期中の日程は、おおよそ次のように進められます。



◎会 議

議会は議決機関ですから、活動の中心は会議にあるといえます。議会では各種の会議を開きますが、そのうち特に重要なものは本会議と委員会です。

本会議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。提出された議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や討論が行われた後、採決をします。また、市政全般について、市長などの執行機関に対して一般質問〔定例会のみ〕が行われます。

委員会

◎常任委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審査するため、部門別に常設の委員会を設けています。現在、二本松市議会には、総務、市民産業、建設水道、文教福祉の4常任委員会があり、本会議で付託された議案や請願を詳細に審査し、委員会の審査の結果を本会議で報告します。

委員会名称	定数	所管事項
総務常任委員会	7人	議会、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会などの所管に属する事項
市民産業常任委員会	7人	市民部、産業部、農業委員会などの所管に属する事項
建設水道常任委員会	6人	建設部及び上下水道部の所管に属する事項
文教福祉常任委員会	6人	福祉部、福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項

◎議会運営委員会

円滑な議会運営を行うために議会運営委員会が設置されています。

委員会名称	定数	所管事項
議会運営委員会	8人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

◎特別委員会

特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

その他の会議

◎議会だより編集委員会〔任意の委員会〕

議会だよりを編集し、発行するために議員8人で委員会を設けています。

◎その他の会議〔議員全員協議会など〕

市議会では本会議と委員会のほかにも必要に応じて、議員全員協議会などさまざまな会議を開催します。これらは市政の問題などについて検討するための重要な会議です。議案の審査は行いませんが、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べます。

請願と陳情

市政などについて意見があるときは、請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願は市議会議員の紹介を必要としますが、陳情の場合はその必要がありません。

市議会では、請願の審査結果を請願者へ通知します。

なお、陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で審査し、委員会で審査することとなった場合は、請願と同様の取り扱いとなります。

◎請願・陳情の出し方

請願・陳情の提出方法は、市議会の会議規則に定められています。

- 1) 邦文であること。
- 2) 趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所及び氏名を記載し、押印をすること。
- 3) 請願の場合は、請願を紹介する市議会議員の署名又は記名押印がされていること。

※請願・陳情は常時受け付けしていますが、定例会ごとに提出期限が設けられています。(定例会の会期などを決定する議会運営委員会の開催日前日まで)

傍聴

本会議は公開が原則となっていますので、気軽に傍聴においでください。本会議の当日、市役所6階議場入口で傍聴人受付簿に氏名などを記入していただくだけで傍聴ができます。

なお、携帯電話などの電源は必ずお切りください。また、議長の許可を得た方以外は、写真などの撮影又は録音などができません。傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

市議会ウェブサイト

市議会の日程や審議結果などをウェブサイトで公開しています。

(<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/site/gikai/>)

*市議会ウェブサイトは二本松市ウェブサイト内にあります。

◎インターネット議会中継(録画中継)

本会議の様子を録画中継していますので、ご覧ください。

◎会議録検索システム

平成17年12月臨時会からの本会議の記録を検索することができます。

※詳しくは、議会事務局へおたずねください。
〔二本松市議会事務局 電話0243-55-5143〕

請願・陳情の提出要領

1. 紹介議員のないものは、請願として受理することができません。これは地方自治法第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定されているからです。
2. 議員の紹介は、議員の署名か、記名押印によらなければなりません。
3. 請願書は、次のいずれかの1つを欠いても受理することができません。二本松市議会会議規則第139条第1項に「請願には邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」となっており、これまでの請願書を見ると、請願者の住所の記載されていないものが多いようです。
4. 請願書は、1つの件名ごとに提出するようにしてください。
 - (例1) 1つの請願書に土木関係の道路の改修についての請願や、農林関係の農道、林道事業についての請願が記されているのは困ります。その理由は、請願書は議会に提出されると議会から各委員会に付託されることになっておりますが、1つの請願書を建設水道常任委員会と市民産業常任委員会とに分けて付託することができないからです。
 - (例2) 土木事業における側溝整備と防火用水の設置等を要求する請願を1つの請願書で提出されるのも困ります。これは、請願が議会の議題となり、採決する場合に1つの請願のなかでその一部は採択できないということになると混乱を招きます。会議の原則には一議題の原則がありますので、この点からも1つの請願書には1つの案件だけを記すようお願いいたします。
5. 請願書は、議員の申し合わせにより議会運営委員会開催前までに提出していただくことになっております。

(議会運営委員会開催日の前日午後5時まで提出にご協力ください。)
6. 請願書は次の様式により1部提出し、土木事業関係等の請願の際には必ず見取図を添付してください。

(請願書記載例)

(表 紙)

〇〇〇〇に関する請願書			
紹介議員	氏	名	〔署名又は 記名押印〕

件	名
請願の趣旨	
理	由
平成 年 月 日	
二本松市議会議長 様	
請願者	住所
	氏 名
	⑩

7. 陳情については、議員の紹介がありませんが、その他については請願とほぼ同様です。

